

総務教育常任委員会資料

(令和6年6月13日)

陳情6年政策戦略第9号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－9 (R6.5.15)	政 策 戦 略	地方自治法改正案に反対する意見書の提出について	
▶陳情事項 政府が提出した、地方自治法改正案に反対する意見書を提出すること。			

▶陳情理由

令和5年12月21日、第33次地方制度調査会は、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を答申した。それを受け、令和6年3月1日、政府は、地方自治法改正案を閣議決定し、第213回国会に提出した。

改正案の変更点の要旨は、「DXの進展を踏まえた対応」として情報システムの利用推進や公金出納のデジタル化、「地域の多様な主体の連携及び協働の推進」として地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できる旨、また「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」を定めるものが主眼となる。

とりわけ、この特例は、コロナ禍を踏まえ、答申が「地方公共団体の事務処理が違法等でなくても、地方公共団体において国民の生命、身体又は財産の保護のために必要な措置が的確かつ迅速に実施されることを確保するために、国が地方公共団体に対し、地方自治法の規定を直接の根拠として、必要な指示を行うことができるようにすべきである。」としたことを踏まえ、現行の国と地方公共団体との関係等の章とは別に新たな章を設けるものである。

地方分権一括法で国と地方公共団体が対等協力の関係とされているにもかかわらず、国が自治体の事務処理に対し、必要な指示ができるようになるものであり、これまでの地方分権の在り方を、大きく変容させるものであり、看過できない。しかもこの指示は、閣議決定だけで行えてしまい、国会の事前承認すら行われぬものであるとすると、民主主義の統制に服さない、危険性を有するものである。現在も、災害対策基本法や感染症法に、国の指示権は創設されている。新型インフルエンザ等対策特別措置法による指示も、法定受託事務についての指示権であるところ、本法のように、自治事務を含め、国に包括的な指示権を与えることは、国の地方に対する関与を強めるもので、地方分権に逆行するものといわなければならない。かつ、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」などとする曖昧な要件は、「指示」という影響力を国が行使するにあたって、法による事前抑制がとれておらず、人権を侵害する方向で作用する法律は、それにより萎縮効果を生じないよう、また不利益を受ける者の生じないように、明確に規定されなくてはならないという明確性の原則に反し、濫用の危険があるものである。

また、答申は、共通的なインフラやアプリケーション（住基ネット、LGWAN、マイナンバー関連システム、ワクチン接種記録システム（VRS）等）について、これまで業務の効率化・高度化に寄与したとの認識のもと、「国及び地方公共団体が、共通のクラウド上にそれぞれの情報を保存し、あらかじめ決められた範囲内で互いに当該情報にアクセスできるようにすることは、膨大な文書のやりとりが不要になるなど、

双方の事務の効率化につながる」として、これを積極的に推進することが重要であるとしているが、情報の共有によるプライバシー権や、情報セキュリティに係る問題があり、拙速な議論が行われるべきではない。

ついては、貴議会として、地方自治法改正に反対する意見書の提出を賜りたく、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

政策戦略本部（政策戦略局総合統括課）

【現 状】

第33次地方制度調査会、全国知事会及び地方自治法改正の動きは以下の通り。

○令和4年4月1日 岸田総理が第33次地方制度調査会に対し諮問

< 諮問事項 >

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。

○令和5年9月27日 第33次地方制度調査会第19回専門小委員会において、全国知事会として、国の補充的な指示の仕組みは地方の自主性・自立性を十分に尊重すること等を要請（平井知事出席）

○令和5年11月13日 政府主催全国知事会議において、岸田総理に対し、国の補充的な指示権発動の前提として、国・地方がしっかりと意思疎通を行うことや必要最小限の行使にとどめること等を要請

○令和5年12月21日 第33次地方制度調査会が「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を岸田総理に答申

○令和6年1月23日 全国知事会として、松本総務大臣に対し、国の補充的な指示については、事前に国と地方公共団体との間で十分な協議・調整等を行うことや必要最小限とすること等を要請（平井知事、村井全国知事会長（宮城県知事）、湯崎広島県知事出席）

○令和6年3月1日 上記答申を受け、政府が「地方自治法の一部を改正する法律案」を閣議決定

< 法案概要（主なもの） >

○国の補充的な指示について、国と地方公共団体との関係の特例と位置づけ、必要な限度において行使することや、あらかじめ適切な状況把握や講ずべき措置の検討のために地方公共団体に意見等を求めるなど適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

○地方公共団体は、事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努めなければならないこととする。また、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護その他の情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならないこととする。

○令和6年5月10日 全国知事会として、松本総務大臣、渡海自民党政務調査会長、根本自民党総務部会長、中川公明党総務部会長に対し、国の補充的な指示については、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行う運用とすることや必要最小限とすることを要請（平井知事、村井全国知事会長（宮城県知事）、湯崎広島県知事、阿部長野県知事出席）

○令和6年5月30日 衆議院が「地方自治法の一部を改正する法律案」を可決

<衆議院審議による法案修正等>

○各大臣は、国の補足的な指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するよう法案を修正

○法案に対する附帯決議に、①国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の考え方を可能な限り明確化し、地方公共団体に周知すること、②国の補足的な指示を行うに当たっては、状況に応じて、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に十分に必要な調整を行うこと、③国の補足的な指示の内容は、目的達成のために必要最小限にするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を踏まえたものにするなど等を記載

※参考①：地方自治法の一部を改正する法律案（抄）（R6.5.30衆議院可決）

（情報システムの利用に係る基本原則）

第244条の5 普通地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、事務の種類及び内容に応じ、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して当該事務の処理に係る情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならない。

2 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たって、サイバーセキュリティ（略）の確保、個人情報の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。

（生命等の保護の措置に関する指示）

第252条の26の5 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、その担任する事務に関し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な限度において、普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

2 各大臣は、前項の規定により普通地方公共団体に対して指示をしようとするときは、あらかじめ、当該指示に係る同項に規定する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を適切に把握し、当該普通地方公共団体の事務の処理について同項の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、第252条の26の3第1項又は第2項の規定による当該普通地方公共団体に対する資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 各大臣は、第1項の指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するものとする。

※参考②：地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）（R6.5.30衆議院可決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

1 本法によって創設する国と普通地方公共団体との関係等の特例の対象となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、国と地方公共団体の認識や対応に違いが生じることのないよう、当該事態に該当するか否かを判断する考え方を可能な限り明確にし、速や

かに地方公共団体に周知すること。

- 3 生命等の保護の措置に関する指示を行うに当たっては、状況に応じて、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと。
- 4 生命等の保護の措置に関する指示については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、個別法を制定又は改正するいとまがない場合であって、かつ、当該指示以外の措置では目的を達成することができないと認められる場合に限定してこれを行うようにすること。また、当該指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとする。
- 5 生命等の保護の措置に関する指示を行った場合には、その旨及びその内容を速やかに国会に報告すること。また、当該指示について、同様の指示が再度行われることのないよう、地方公共団体等の関係者の意見を聴いた上で十分な事後検証を行い、その結果に基づいて、迅速に個別法の規定の整備に係る必要な法制上の措置を講ずること。

【県の取組状況】

平井知事が全国知事会代表の第33次地方制度調査会委員として意見を述べるとともに、全国知事会副会長として要請活動等を行っており、引き続き、法案の動向等について注視する。